

住民税非課税世帯を応援！

新型コロナウイルス感染症・緊急支援事業

## 高校生世代対象 あすのば 緊急支援給付金

ー公益財団法人あすのば「家計急変・生活困窮特例給付金」のしおりー

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって生活に大きな影響を受けた**高校生世代の方**を対象に、「あなたのことを想っている人々が『ここにいるよ。』』という多くの方々のメッセージとともに給付金をお届けする事業です。給付金は返済不要です。

**申込できる人** 以下の①～③すべてに当てはまる方が申し込むことができます。

①住民税の所得割が非課税の世帯(令和2年度/2020年度)

※生活保護世帯の人、児童養護施設や里親など社会的養護のもとで生活している人は、対象となりません。

②高校生世代の人(2001年4月2日から2005年4月1日までに生まれた人)。

※学校への在籍は問いません。大学・短大・専門学校・高専4年生以降の人は対象となりません。

※高校生世代の人のみが申し込むことのできる給付金です。小中学生世代の人は対象となりませんので、ご注意ください。

③以下のうち、いずれかに当てはまる人

ア. 保護者などの生計維持者が失業、または2020年5月に振り込まれた給与が、2020年1月に振り込まれた金額より40%以上減少した

イ. 申込者本人の2020年5月に振り込まれたアルバイト代などが2020年1月に振り込まれた金額より40%以上減少した

ウ. 申込者本人が失業、または2020年4月より就職予定だったが、内定取り消しなどで就労困難になった

エ. その他、家計急変などにより新型コロナウイルス関連の支援を受けた(緊急小口資金の貸付など)  
※ア～ウに当てはまらなくても、経済的な影響があった人はエでお申し込みください。

### 給付金の金額と募集人数

ひとり4万円・1,200人【募集人数は、給付金への寄付額により、変動する場合があります】

### 申込の受付期間

**2020年6月8日(月)～6月22日(月)【郵送の場合は消印有効】**

**※必ず、期間内にお申し込みください。締め切り後の受付はできません。**

「申込手続きなどの流れ」、連絡先は裏面に→